

概要

- ・厚生労働省及び観光庁から平成31年3月26日付けで各都道府県に対し、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出し、報告するよう依頼（※第1回目回答期限：令和元年5月31日/第2回目回答期限：令和元年9月30日）
- ・厚生労働省は各都道府県から報告のあった「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」としてまとめ、厚生労働省ホームページにおいて公開

都における選出状況

- ・平成31年4月18日に「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」検討部会を開催し、選出要件・選出方法について議論

選出要件

（1）外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関 （下記①から③の要件を全て満たす医療機関）

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ③ 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

（2）外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む。） （下記①・②の要件を満たす医療機関）

- ① 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

- ・厚生労働省及び観光庁への回答期限に合わせて、2回公募を実施 → **合計187か所を選出**

選出結果

- （1）外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関：23か所
- （2）外国人患者を受け入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所を含む。）：164か所

※ 詳細は資料6-2参照

今後の予定

- ・厚生労働省では毎年度「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」の更新を行う予定であるため、合わせて毎年度公募を実施
- ・「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」又は今後公募予定の医療機関を対象に実施する「外国人患者受入れ体制整備支援事業」の活用を促進
- ・「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」における外国人患者受入れ実績等をアンケート調査等により把握し、今後の都における「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の位置づけを検討